

### 3 定款の変更

法人が定款を変更するには、総会の決議を経たのちに、以下の変更事項については、所轄庁の認証を受けなければなりません。

#### 【認証を要する事項】

①目的、②名称、③特定非営利活動の種類、④特定非営利活動に係る事業、⑤所轄庁の変更を伴う事務所の所在地、⑥社員資格の得喪、⑦役員（役員定数に係るものを除く）、⑧会議、⑨その他の事業、⑩残余財産の帰属先、⑪定款の変更

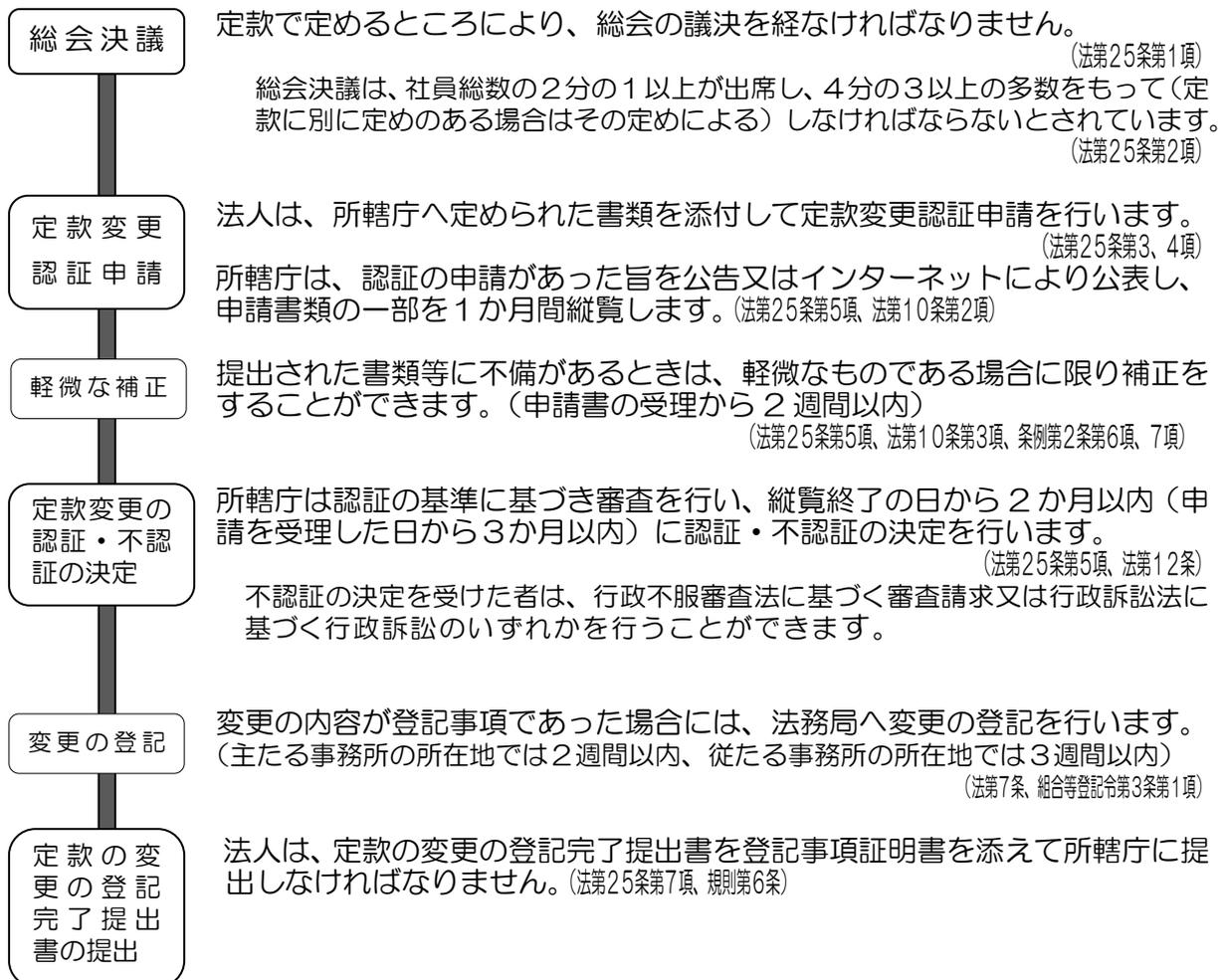
上記以外の事項（所轄庁変更を伴わない住所変更、役員の定数、資産、会計、事業年度、解散（残余財産の処分に関する事項を除く）、公告の方法）に関しては、認証を受ける必要がなく、所轄庁へ変更の届出をすることとされています。（法第25条）

また、変更した内容が登記事項の変更にあたる場合には、2週間以内に主たる事務所の法務局へ変更の登記（従たる事務所は3週間以内）を行う必要があります。（組合等登記令第3条第1項、第11条第3項）

登記完了後、定款の登記完了提出書を所轄庁に提出する必要があります。（法第25条第7項）

#### (1) 定款変更認証申請

##### ① 手続きの流れ



② 手続きに必要な書類（複数部数となっているものは、縦覧、閲覧に供する書類です。）

ア 定款変更認証申請

	書類の名称	部数	参照	備考
1	定款変更認証申請書（第5号様式）	1	P78	様式
2	定款の変更議決した社員総会の議事録の謄本 （議事録の写しに代表者による原本証明を付したものの）	1	P32	参考例
3	変更後の定款	3	P16	参考例
活動の種類及び事業内容を変更する場合は下記の書類を添付				
4	変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	3	P33	参考例
5	変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	3	P34	参考例

※ 2～5については、設立認証の手続きに必要な書類を参考にしてください。

イ 定款変更登記

	書類の名称	部数	備考
1	登記申請書	1	くわしくは新潟 地方法務局にお 問い合わせくだ さい。 (P161 参照)
2	定款	1	
3	定款変更認証通知書 （原本とともに写しを持参し、法務局で「原本還付」の手 続きをします）	1	
4	総会等議事録（上記に同じ）	1	

ウ 定款の変更後に提出する書類

	書類の名称	部数	参照	備考
1	定款の登記完了提出書（第7号様式）	1	P79	様式
2	登記事項証明書	1	—	—
3	登記事項証明書の写し	2	—	—

※ 法人の名称の変更など、変更の内容によっては、県地域振興局県税部や市町村税務担当課などの税金関係、社会保険関係、実施事業を所管する機関などへ届出等が必要と思われるので、各関係機関にご確認ください。

（参考）定款変更の際の定款附則について

定款変更をした際には、その施行日などを附則に定めておくことができます。設立時の附則など従前の附則を削除、変更したりすることはできませんので、変更にかかる附則は、従前の附則のあとに、新たな附則を設けて記載することになります。また、附則に規定することに代えて、別の資料として総会議決日、変更の施行日、変更内容などを整理しておくことで対応することもできます。

（記載例・・・設立時など従前の附則のあとに追加）

附 則（令和〇〇年〇〇月〇〇日）←総会で変更を議決した日

1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日（令和 年 月 日）から施行する。

※ 認証が必要な変更の場合は、所轄庁の認証の日から効力を有します。

申請の際、定款の附則を上記のように認証日を空欄にして申請いただいた場合は認証の際に日付を入れて通知します。

県が所轄庁である法人の定款変更手続きの例(注1)		
変更内容	手続き	受理・認証する者 (以後の所轄庁)
新潟市、他の都道府県又は指定都市に主たる事務所の所在地を変更する場合	新潟市、他の都道府県又は指定都市への定款変更認証申請書を新潟県へ提出します。県が経由して、申請先の自治体へ送付します。	新潟市、他の都道府県又は指定都市(注2)
新潟市、他の都道府県又は指定都市に従たる事務所を設ける場合	県へ定款変更届を提出します。	県(変更なし)
複数の市町村に事務所を持つことになった場合		
権限移譲市町村に事務所所在地を変更したとき	変更先の権限移譲市町村あての定款変更届を県に提出します。県が経由して、当該市町村へ送付します。	変更先の権限移譲市町村
2つ以上の市町村にあった事務所を廃止し、1つの権限移譲市町村にのみ事務所をもつこととなった場合		

注1) 主な事例を示したものです。不明な点は、県へお問い合わせください。

注2) 他の都道府県においても、事務処理権限を市町村へ移譲している例がありますので、具体的な事例については県へお問い合わせください。

新潟市、他の都道府県又は指定都市へ定款変更認証申請をする場合は、それぞれが指定する様式、添付書類による必要がありますので、申請先にご確認ください。

第5号様式（第6条関係）

定款変更認証申請書

申請書を提出する日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

燕市長 様

申請者 住所 〇〇市〇〇〇町2丁目3番地4  
名称 特定非営利活動法人〇〇〇  
代表者の氏名 理事長 〇〇 〇〇  
電話番号 025-111-2222

下記のとおり定款の変更の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

変更後	変更前
(事業内容) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動事業を行う。 (1).....事業 (2).....事業 (3).....事業	(事業内容) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動事業を行う。 (1).....事業 (2).....事業

2 変更の理由

〇〇のことから、新たに〇〇〇事業に取り組むため事業内容を変更することとし、令和〇〇年〇月〇日社員総会にて定款変更を決議した。

定款変更は所轄庁の認証の日から効力を有します。認証される日(申請から最長3か月後)を見越して、認証日以外の定款変更の施行日を定めている場合は、その日を「1 変更内容」の欄に併せて記載してください。

注 変更の内容は、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨を記載すること。

添付書類

- 1 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款 [3部]
- 3 当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。) [3部]
- 4 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、次に掲げる書類
  - (1) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの) [3部]
  - (2) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
  - (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第34条第5項において準用する第10条第1項第7号の事業計画書、第34条第5項において準用する第10条第1項第8号の活動予算書及び第35条第1項の財産目録)

定款変更認証 ウ-1  
定款の変更の登記完了提出書 記載例

第7号様式（第6条関係）

定款の変更の登記完了提出書

届出する日を記載

令和〇〇年〇〇月〇〇日

燕市長 様

申請者	住 所	〇〇市〇〇〇町2丁目3番地4
	名 称	特定非営利活動法人〇〇〇
	代表者の氏名	理事長 〇〇 〇〇
	電 話 番 号	025-111-2222

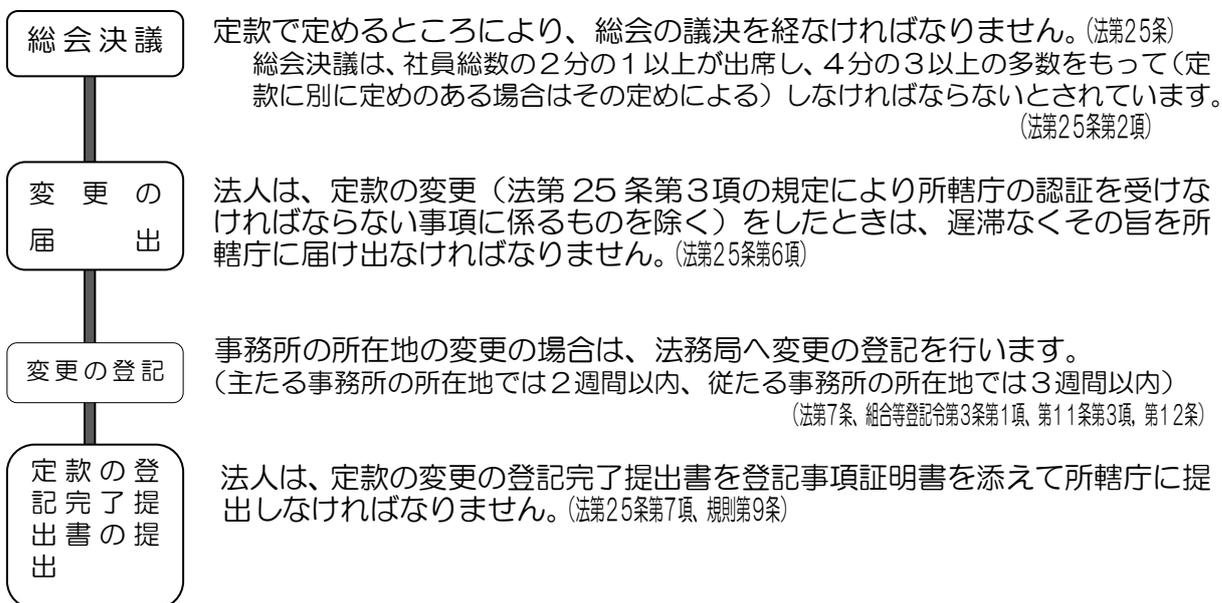
定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

添付書類

当該登記をしたことを証する登記事項証明書 [1部] 及び当該証明書の写し [2部]

## (2) 定款変更届

### ① 手続きの流れ



#### 【事務所所在地の変更に関する留意事項】

- ア 新潟県内(新潟市を除く)での所在地変更の場合のみ、定款変更届による手続きとなります。  
新潟県が所轄庁である法人が、権限を移譲している市町村に事務所を移転する場合も、県内での所在地変更である限り、定款変更届での手続きとなり、認証は要しません。
- イ 主たる事務所を、県内の新潟市以外の市町村から新潟市に、又は他の都道府県に移転する場合は、新潟市又は当該他の都道府県(指定都市の場合は当該指定都市)による定款変更認証を受ける必要があります。
- ウ 新たに事務所を設置する場合、イの変更を伴わない限り、定款変更届での手続きとなりますが、主たる事務所を新潟市だけに置く法人が、新たに事務所を新潟市以外に設置する場合は、県による定款変更認証を受ける必要があります。(所轄庁が新潟市から県に変更となるため。)

## ② 手続きに必要な書類

### ア 定款変更届

	書類の名称	部数	参照	備考
1	定款変更届（第6号様式）	1	P82	様式
2	定款の変更議決した社員総会の議事録の謄本 （議事録の写しに代表者による原本証明を付したものの）	1	P32	参考例
3	変更後の定款	3	P16	参考例

### イ 変更登記

	書類の名称	部数	備考
1	登記申請書	1	くわしくは新潟地 方法務局にお問い 合わせください。 (P161)
2	変更を証する書面（総会議事録等、変更後の定款）	1	

※ 法人の事務所を変更した場合には、上記以外にも県地域振興局県税部や市町村税務担当課などの税金関係、社会保険関係、実施事業を所管する機関など、活動状況に応じて届出等が必要と思われるので、各関係機関にご確認ください。

### ウ 定款の変更後に提出する書類

	書類の名称	部数	参照	備考
1	定款の登記完了提出書（第7号様式）	1	P79	様式
2	登記事項証明書	1	—	—
3	登記事項証明書の写し	2	—	—

#### （参考）定款変更の際の定款附則について

定款変更をした際には、その施行日などを附則に定めておくことができます。  
 設立時の附則など従前の附則を削除、変更したりすることはできませんので、変更にかかる附則は、従前の附則のあとに、新たな附則を設けて記載することになります。  
 また、附則に規定することに代えて、別の資料として総会議決日、変更の施行日、変更内容などを整理しておくことで対応することもできます。

（記載例・・・設立時など従前の附則のあとに追加）

附 則（令和〇〇年〇〇月〇〇日）←総会で変更を議決した日

1 この定款の変更は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

（※ 認証が必要な変更の場合は、「所轄庁の認証の日から施行する」）

#### （参考）定款変更を要しない事務所所在地の変更 ～所轄庁への連絡をお願いします。～

定款に記載された主たる事務所の所在地が市町村名までの場合、当該市町村内での移転については定款変更の必要がありません。事務所の所在地変更について、法人の意思決定をしたうえで、法務局へ登記の変更を行います。

所轄庁への届出等の義務はありませんが、法人の情報を公開していますので、変更後の事務所所在地をご連絡くださるようお願いいたします。

第6号様式（第6条関係）

## 定 款 変 更 届

〇〇年〇〇月〇〇日

燕市長 様

住 所 □□市□□町〇丁目〇番〇号  
届出者 名 称 特定非営利活動法人〇〇〇  
代表者の氏名 理事長 〇〇 〇〇  
電 話 番 号 025-111-2222

下記のとおり定款の変更をしたので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

### 記

#### 1 変更の内容

変更後	変更前
(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県□□市□□町〇丁目〇番〇号に置く。	(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県〇〇市〇〇〇町2丁目3番地4に置く。

変更の時期 令和〇〇年〇月〇日社員総会決議、令和〇〇年×月×日より施行

所轄庁の認証を要さない定款変更は、総会で議決することで効力を有しますが、変更の施行日を別に定めた場合は、その日（下記参照：令和〇〇年×月×日）も記載してください。

#### 2 変更の理由

事業拡大に伴い事務所を移転する必要が生じたため。

令和〇〇年〇月〇日の社員総会にて事務所所在地を変更すること（及び平成〇〇年×月×日から施行することを）を決議した。

注 変更の内容は、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。

#### 添付書類

- 1 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款 [3部]